

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(骨子)

令和2年3月28日 政府対策本部決定

【全般的な方針】

- 情報提供・共有及びまん延防止策による感染拡大速度の抑制
- サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供による重傷者、死亡者の発生抑制
- 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策による社会・経済機能への影響阻止
- 地域での感染者の発生が抑制された場合における強化した対策の緩和

【対策の実施に関する重要事項】(特に、県・市町村の役割)

(1) 情報提供・共有

- ・ 政府・各省庁との緊密な情報連携による、様々な手段を活用した住民に対する独自メッセージの配信と注意喚起

(2) サーベイランス・情報収集

- ・ 医師が必要と認める検査の実施と、分析結果の定期的な公表

(3) まん延防止

- ・ 積極的疫学調査による濃厚接触者に対する健康観察・外出自粛の要請
- ・ 特措法第24条9項に基づく、クラスター関係施設への休業やイベント自粛等の必要な対応の要請
- ・ 「3密」の同時重複となる集まりに対する自粛協力を強く依頼
- ・ リスク対応が整わない全国的・大規模なイベントに対する慎重な対応の依頼
- ・ オーバーシュートの予兆がある地域における、期間を示した上での外出・イベント開催の自粛についての迅速な協力要請

(4) 医療

- ・ 厚生労働省との協力による、感染拡大状況に応じた柔軟な医療提供体制及び、感染者の大幅な増加を見据えた医療提供体制の確保

(5) 経済・雇用対策

- ・ 政府が行う経済財政政策を活用した、様々な形態で働く者の雇用や生活の維持と中小・小規模事業者や個人事業主の事業継続のための制度整備

(6) その他重要な留意事項

- | | |
|----------------|-------------|
| 1) 人権等への配慮 | 2) 物資・資材の供給 |
| 3) 関係機関との連携の推進 | 4) 社会機能の維持 |
| 5) その他 | |

緊急事態宣言の該当要否は、政府対策本部長が、国内外の発生状況、国民への影響について諮問委員会の意見を十分踏まえて上で総合的に判断